

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部総務（定額減税補足給付金プロジェクト）】

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金関係ファイル
行政機関等の名称	久留米市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部総務（定額減税補足給付金プロジェクト）
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金の給付事務として記録及び管理を行うため。
記録項目	自治体コード,宛名番号（税務システム）,宛名番号（給付支援サービス利用）,氏名,フリガナ,性別コード,住所,方書,生年月日,給与所得額,雑所得額（総合）,事業所得額,不動産所得額,利子所得額（総合）,配当所得額（総合）,譲渡所得額（総合）,一時所得額（総合）,居住用損失額,山林所得額,退職所得額（総合）,一般株式等譲渡所得額,上場株式等譲渡所得額,上場株式等配当等所得額（申告分離）,先物取引雑所得額（申告分離）,長期一般所得額（特別控除前）,長期特定所得額,長期軽課所得額（特別控除前）,短期一般所得額（特別控除前）,短期軽減所得額（特別控除前）,純損失繰越控除額,雑損失繰越控除額,居住用財産譲渡損失繰越控除額,特定居住用財産譲渡損失繰越控除額,上場株式等譲渡損失繰越控除額,特定株式等譲渡損失繰越控除額,先物取引差金等決済損失繰越控除額,特別控除額（短期一般所得）,特別控除額（短期軽減所得）,特別控除額（長期一般所得）,特別控除額（長期軽課所得）,雑損控除額,医療費控除額,小規模共済等掛金控除額,社会保険料控除額,生命保険料控除額,地震保険料控除額,配偶者特別控除額,配偶者控除等（R5. 12. 31時点）,一般扶養控除者数（R5. 12. 31時点）,特定扶養控除者数（R5. 12. 31時点）,老人扶養控除者数（R5. 12. 31時点）,配偶者控除等（R6. 12. 31時点）,一般扶養控除者数（R6. 12. 31時点）,特定扶養控除者数（R6. 12. 31時点）,老人扶養控除者数（R6. 12. 31時点）,同居老人扶養控除者数,普通障害者数,特別障害者数,同居特別障害者数,控除対象障害者,控除対象寡婦・ひとり親,控除対象勤労学生,その他所得控除額,総所得金額等,公的年金等所得額,所得税__住宅借入金等特別税額控除可能額,その他税額控除額等,市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額,令和6年度市町村民税所得割額（定額減税前）,令和6年度都道府県民税所得割額（定額減税前）,16歳未満扶養者数（R5. 12. 31時点）,扶養親族（控除対象配偶者含む）のうち国外居住者の数（R5. 12. 31時点）,令和6年度個人住民税における合計所得金額,16歳未満扶養者数（R6. 12. 31時点）,扶養親族（同一生計配偶者含む）のうち国外居住者の数（R6. 12. 31時点）,所得税控除済額（給与支払報告書・公的年金等支払報告書）,所得税控除不足額（円単位）（給与支払報告書・公的年金等支払報告書）,所得税控除済額（確定申告）,所得税控除不足額（円単位）（確定申告）,令和6年所得税額（定額減税前）（確定申告）,所得税分定額減税可能額（確定申告）,令和6年所得税額（定額減税後）（確定申告）,外国税額控除（確定申告）,当初給付時調整給付所要額（個人住民税分+所得税分）,口座情報
記録範囲	令和7年1月1日時点での久留米市課税者情報（非課税含む）

記録情報の収集方法	職員による庁内情報収集、他市町村照会、対象者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

作成日（最終修正日）： 令和7年7月16日